



Title	カルヴァンとセルヴェ
Author(s)	砂原, 教男
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1972, 5, p. 71-92
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47968
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カルヴァンとセルヴェ

砂原教男

カルヴァンとセルヴェ

一五五三年十月二十七日正午、ジュネーブ郊外の小高い丘、シャンペルで一人の男が火刑に処せられた。この火刑こそ、当時のヨーロッパに吹き荒れていた不寛容の精神の犠牲として、ジュネーブを完全な神の国にして事実上その支配下におこうとしたジャン・カルヴァンによって行われ、以後数百年にわたり、ヨーロッパの「自由思想」を奉ずる人々をして非難させるにいたったスペイン人ミシェル・セルヴェ⁽¹⁾の処刑であった。この火刑は三位一体をめぐる両者の対立の結果として行われたものであるが、これは決して単なる神学上の論争という観点からだけ考察されるべきものではなく、ルネサンスの成果たる合理的精神に基づく自由探究と、宗教改革の主流をなす信仰の強要との対立という面をもっていると考えるべきだろう。これはまたゲッティンゲン大学のR・ニールンベルガー教授が指摘するよう⁽²⁾に、「還俗」をめぐる対立という見方をとることもできる。何れにしてもこのような対立は、一方が政治権力の事実上の執行者である限り、常に政治問題とのかかわりあいを忘れてはならない。この場合も、外国からの亡命者を背後にもち、信仰の純粹さのみを求め、そのためには強制も辞さないというカルヴァンに対し、昔からのジュネーブ住民

は、急激な変更—聖・俗両面における—には出来るだけ反対し、もっと自由な生活、もっと自由な信仰を求めて対立し、セルヴェ事件の時には恐らくカルヴァンはその第二次ジュネーブ滞在中での最悪の危機にあったといえる。だからセルヴェはこの危機にうまく乗じ、自己の論敵カルヴァンをジュネーブから追放しようとしていたとも考えられる。このように政治的な観点から考察することによって、この事件はより明確になるのではないだろうか。今セルヴェの処刑された場所には贖罪の碑が立てられている。⁽⁴⁾ 宗教が政治にまき込まれた結果の悲劇に対する贖罪に外ならぬ。

1

セルヴェとカルヴァンとは全く同じ年（一五〇九年）に生まれている。⁽⁵⁾ カルヴァンは北フランスのピカルディのノワイヨンで生まれており、セルヴェはスペインの地中海に沿ったサラゴッサ近郊のヴィラヌエバに生まれている。北フランスの陰うつに対する南ヨーロッパの明るさを二人に見るのは余りに風土決定論的であるだろうか。

セルヴェの家系は貴族の流れをくみ、信心深い人達ばかりであったようだ。父はアントニオ・セルヴェト・アリアス・レベスと称し公証人であったと、ミシェル自身がジュネーブの法廷で証言している。

彼の初期に受けた教育や生活については余り分っていない。ただ、ドミニクス派の修道院や、サラゴッサ大学で学んだといわれているだけである。⁽⁶⁾ しかし彼の考えは、彼の育った時代に影響されているといえると思う。彼の成長した時代は、ヨーロッパ、勿論スペインでも寛容の精神が充溢していた時代であった。⁽⁷⁾ それは、中世後期以来続出したセクトの力は既に涸渇してしまっており、他方宗教改革はまだルターによってはじめられていなかったの

で、カトリック教会は自己の存立を守らなければという位の脅威を感じていなかったからであった。だから教会も異端裁判を余り行わず、ヨーロッパには一種の解放感が横溢していた。キリスト教的ヒューマニズムが現われ、オランダにはエラスムスが、イギリスにはジョン・コレットやトマス・モアが、フランスにはモアの司教ブリソネや王姉たるナヴァルのマルグリトなどがでて、着々と宗教改革の基礎を築いていった。このような様相はスペインにも見られるが、スペインはその歴史的事情から宗教裁判が殊に激しかったので、その後の静けさとのコントラストは目を見張るばかりであった。そればかりでなく、スペインは他のヨーロッパ諸国とは異った特殊な状態におかれていた。というのは、スペインは中世を通じてイスラム教の支配下に置かれていたが、カリフの宮廷はユダヤ人を歓迎した。従って十字軍以前のイベリア半島には、イスラム教・ユダヤ教・キリスト教の三宗教が並存するという奇妙な状態が続いていた。しかし十字軍後、キリスト教世界はスペインに足場を固めて行くにつれて、ムーア人やユダヤ人に改宗の圧力を加えて行った。この場合注目すべきことは、人種的偏見というようなものも全くなく、洗礼を受けさえすれば誰れでも受け入れられたということである。数千人のユダヤ人が国家のみならず、教会の高官にも登用されている⁽⁸⁾。例えば、セルヴェがそのヘブライ的教養を学びとったサンクト・ブルゴスの司教パウルスはユダヤ人であった。しかし宗教裁判所は改宗したユダヤ人を守るために、改宗を拒んだユダヤ人の追放を強力に押しすすめた。一四九二年のグラナダの陥落後はムーア人に対しても同様な運命が待っていた。すなわち、かれらには洗礼か追放かの選択しかなかった。スペインの宗教裁判の名がどろいたのはこの時代であり、それはまたミシエルの父の時代でもあった。ミシエルの時代には平穏なスペインが訪れていた。この平穏な時代のスペインを代表するのがヒメネスであった。彼はアルカラとサラマンカで学び僧侶になったが、突然フランシスコ教団に入り、厳格な禁欲生活を送り、のちにはイザ

ベラの聴聞司祭やトレド大司教を歴任した。彼は積極的にムーア人の改宗に努力したが、同時に自費で十字軍を組織し、北アフリカのムーア人を攻撃している。彼は教会のためにルネサンスの成果をとり入れるのに努力し、またアルカラに大学を作っているが、ここではトマス主義者とスコトス学派と新学 (Moderni) と呼ばれていたオッカム派とがそれぞれ一つ一つの席をもっているという新しい傾向の大学であった。更に、一五二二年にはコンプルウトム (Complutum) というヘブライ語・ギリシア語・ラテン語の三ヶ国語からなる旧・新約聖書を刊行している。このヒメネスの影響を受けてアルムブラドス (Alumbrados)⁽⁸⁾ という一種の神秘主義運動が栄え、若い人々には夢を、老人には幻想を抱かせるようになった。

一五一六年にハプスブルク家のカールがカルロス一世としてスペイン王位につくと、また新しい風がスペインに吹き始めることになった。彼はスペインの属領であったオランダのガンで一五〇〇年に生まれ、そこで成長した。⁽¹⁰⁾ オランダの人がオランダの人文主義者エラスムスに心酔するのは当然で、カルロスに従ってスペインに移ったガンの宮廷と共にエラスムス熱はスペインにもたらされ、その形式にとらわれない敬神、合理性と倫理性の強調などそれまでのスペインには異質だったものが、人々を魅了した。このようなエラスムスの流行は若いセルヴェにも当然何等かの影響を与えずにはおかなかったにちがいない。しかもセルヴェが十四才でジュアン・クインタナの付人になっているから当然であった。クインタナはフランシスコ派の托鉢僧で、パリ大学を卒業し、アラゴン議会の有力議員として活躍していた人だが、彼の考えはエラスムス的であったといわれている。⁽¹¹⁾

一五二八年にセルヴェは、ツールーズ大学に法律を学ぶために入学している。しかしここで彼は法律よりも神学に、それもスペイン人として、スペインのムーア人やユダヤ人を如何にしてキリスト教徒に同化してゆけばよいかと

いう現実的な問題に関心を抱くに至った。彼の三位一体論の否定という問題もこの点を理解せずには真の理解にはならない。彼は自己の神学をスペインの現実から組み立てていった。すなわち、元来、マホメット教もユダヤ教も一神教であるという点で共通点をもって居り、従つてその気にさえなれば、これらの宗教からキリスト教に改宗するのは容易であると思われる。所が現実には、ムーア人やユダヤ人にとっては三位一体論が理解できず、これが障害になつてキリスト教に入つて行けないという現実があつた。だから分りやすいように、一つの頭に三つの顔がある、とか三人の非常によく似た老人という表現⁽¹²⁾をして何んとか理解させようとしている。セルヴェは正しい教義―殊に三位一体論―は聖書にあることを信じ、学生達で集つて聖書を熟読した。その結果は、ムーア人やユダヤ人を困らせているこの教義は聖書にはないということが分つた。父と子と聖霊について描かれていることは事実であるが、三位一体という言葉は何処にもなく、一つの実体に三つのペルソナという言葉もなかつた。彼は聖書を離れ三位一体という考えの源を求めて神学者達や教義史を遡つて行つた。その結果ニケア会議でアリウス派の教説からキリスト教を守るために決められたものにすぎないということを見出した。彼は聖書にないような信条によつて、ムーア人とユダヤ人をキリスト教から除外することは不当であると考へた。三位一体説を除けばスペインのもっている最大の問題は解決される。しかもキリスト教自体ニケア会議の不当な結論を取り消すことによつて正しいキリスト教に復帰できるではないかと考へるに至つた。

一五二九年、セルヴェはクインタナに呼びもどされ、ポローニアでのカルロスのドイツ皇帝としての戴冠式にクインタナと共に出席している。大体この頃で「エラスムス時代」は終り、ヨーロッパは宗教戦争の時代に入り、スペインでも再び異端審問が猛威を振うに至つた。このような時期にセルヴェは、カトリック教会は勿論、プロテスタン

ト諸派によつて正統と認められている三位一体論を真向から否定した「三位一体の誤謬について」(De Trinitatis Erroribus)を、ストラスブール郊外のハーゲナウのヨハネス・ゼツツアから刊行している。これを実名を使って(Per Michaelem Serreto, alias Reves ab Aragonia Hispanum)⁽¹³⁾刊行しているということは、彼の厚顔さを示すことか、あるいは彼のこの本に寄せる自信の程を示すことか判りかねるが、大胆なことと思う。この書で三位一体論を否定し、「三位一体論者を三位三体論者、無神論者とけなし、彼らの三神を「悪魔の欺まん」「三頭の怪物」とのしつてゐる」⁽¹⁴⁾このような書物に対しては当然新教、旧教両陣営から激しい非難が加えられている。メランヒトンは「この説は全く受け入れ難い」⁽¹⁵⁾と述べている。更に、イタリア人で人文主義者義で枢機卿にもなったジロラモ・アレハンドロ(Girolamo Aleandro)はこの書物を読み「これ程吐気をもよおす書物を見たことはない」と述べ、スペインで著者を処置するように提案している。セルヴェは大胆にも、この書物をサラゴッサの司教に送つたものだから、直ちに異端裁判の大法廷に訴えられた。法廷はセルヴェに出頭するように命ずるピラを作つたが、セルヴェをおびき寄せるために直ちに剝がされている。だから事実上何の処置もとられなかつたわけである。

この本の出版の結果、新教・旧教の両方の世界から閉め出されたセルヴェは、アメリカ大陸に脱れようと考えたが、結局、シカエル・ヴィラノヴァヌス(Michael Villanovanus)という偽名でフランスに赴きリヨンで校正者として生計をたてることにしている。校正それ自体は単調なつまらぬ仕事だが、この当時の校正者は序文、注釈、訂正という面で非常な自由をもっていた。だから逆にこのようなものを通じて校正者の考えを出せるというわけである。セルヴェは一五三五年と一五四一年にプトレミイの地理学と一五四二年にはパグニースの聖書とを刊行しているが、彼の人文主義的素養を示すものは前者の地理学である。彼はこれを原典からではなく、一五二五年にニュールンベル

クのヴィリバルト・ビルクハイマー (Wilhald Pirckheimer) の校訂版によっているが、このビルクハイマーの本は一五二二年刊行のストラスプールのレオナルト・フリース (Leonard Fries) 版を、フリース版は一五一三年のヴァルトゼーミユラー (Waldseemüller) の校訂本をもとにしている。しかし勿論各所にセルヴェの加筆が行われている。そのため一五三五年版では八十冊の参照した参考文献が列挙されており、一五四一年版ではその数も増えている。更にフリースの一五二二年版をもとにしてではあるが、新旧地名対称表をつけている。内容に関しても、彼は国の外部の姿よりも、そこに生活している人間に重点をおくようにしている。これは正に人文主義者の方法である。

校正者としての仕事のわずらわしさに見切りをつけたセルヴェは、一五三六年パリに帰り、大学で医学を学びはじめた。医学を修得する間の生計維持のため本を書いている。一五三七年には「シロップについて」という本を書いて居り、非常に秀れ、十年間に四版を重ねている。また、大学で地理と占星学を講義して賞讃を博しているが、これに対して同僚のねたみをかっている。結局パリ高等法院から占星学の講義を禁じられ(一五三八年)たので、パリを去り、リヨン郊外のシャルルー (Charlieu) に赴き、そこで二年程開業している。ここで結婚したらしい。

一五四〇年に、大学での彼の聴講生の一人でヴィエンヌの大司教ピエール・パルミエ (Pierre Palmier) の勧めを受けてヴィエンヌに移り、以後十二年間滞在することになった。この期間が恐らくもっとも静かな時期だったともいえる。彼はヴィエンヌの出版者トレシュル (Treichsel) で、前述のプトレミーの地理学とかパグニースの聖書の改訂版を編集したりしているが、当地での彼の医術の名声は高く、町の有力者の絶大な信頼を受けていたようである。また、リヨンの有名な出版者ジャン・フレロンを知り、聖トマスのスペイン語訳を出版しているが、このフレロンを通じカルヴァンとの文通を行っている。⁽¹⁸⁾ カルヴァンとは既にパリで面識があった。カルヴァンの後継者のテオド

ール・ベサの「カルヴァン伝」⁽¹⁹⁾によれば、セルヴェはカルヴァンとの会談を切望していたので、危険ではあったが時と場所とを定めたが、セルヴェはそこに現われなかった、と述べている。これは一五三四年のことである。どのような事情で現われなかったか分らないが、そのセルヴェが人を介し（手紙は常にフレロンの手を経由して交換された）⁽²⁰⁾両者とも偽名を使って（セルヴェはミシエル・ド・ヴィルヌーヴを、カルヴァンはシャルル・デスパヴィーユを使った）ではあるが文通したのはどうしてだろうか。後にジュネーブに現われたということと考え合わせてみると、カルヴァンはいつかは自分の考えを分ってくれると少し甘く考えていたのではないかと思われてならない。

この文通でセルヴェは、彼のキリスト論と幼児洗礼の問題点について、カルヴァンに教えようとしている。これに對してカルヴァンは丁重に返事をしている。この返事に満足しないセルヴェは、いくつかの神学上の質問と共に、秘かに執筆していた「キリスト教復興論」の手稿の一部を同封している。これに對しカルヴァンをもっと長い返事を書き、時間がないのでこれ以上の説明はこの本を読んで欲しいと「キリスト教綱要」を送っている。このキリスト教綱要は欄外に激しい批評が書き込まれて返送されて来た。この際セルヴェは自分の「キリスト教復興論」の写しの返送を頼むが、カルヴァンは返却しなかった。カルヴァンは一五四六年二月十三日付でセルヴェに對する最後の返事と一緒にフレロンに、可成りはつきりとセルヴェの傲慢な態度を非難し、「彼はもっと有益な研究から私をそらせようとする悪魔である」と述べ、「今私がそれに對してしたこと、どうか満足して欲しい」と結んでいる。これと同じ日にファーレル宛に「セルヴェは最近私に手紙をよこし、それと一緒に大言壮語にあふれた大冊を同封して来た。私が同意すれば彼はここへ来ると云っている。しかし私は同意しないつもりだ。というのは、彼が来るならば、私の力ある限り、彼を生きたまま町をたたせない。」⁽²²⁾と書いている。このファーレルに宛てた有名な手紙から、カルヴァンは

セルヴェの本質を見抜いていたことは、はっきりと読みとれるが、更に、生かしておくべきでないという基本的考えから、後述のヴィエンヌのカトリック陣営にセルヴェを売り渡したのは、表面には他人が立っているが、事實はカルヴァン自身の意図から仕組まれたものだという推測がなされている。セルヴェからの手紙にカルヴァンは返事を書かなかったので両者の文通はこれで終わっている。

セルヴェは先にカルヴァンに送った原稿に手を加え、更にカルヴァンへの手紙⁽²³⁾などを加えて刊行することにし、バーゼルの出版者マリヌス (Marrinus) に送ったが断わられ (一五五二年四月九日) たので、ヴィエンヌの出版者兼販売人バルタザール・アルヌーレ (Balthasar Arnoullet) とその義兄弟ギヨーム・ゲルー (Guillaume Guerout) と出版契約を結んだ。印刷は場末の小さな家で極秘のうちに進められ、一五五三年一月三日に印刷が終っている。全部で千部印刷され、百冊づつ樽に入れ、五樽は「白こしょう」という名目でリヨンの活字鋳造師ピエール・マルタンに送られ、そこからさらにジェノア・ヴェニスに送られた。また、シャティヨンの書店ジャコブ・ヴェステに可成り多くが送られ、⁽²⁴⁾はフランクフルトに送られている。カルヴァンはフレロンから二、三冊入手したようである。

この書物こそセルヴェの主著である「キリスト教復興論 (Christianismi Restitutio)」⁽²⁵⁾で、これには著者の名も印刷場所も明らかにされていない。ただ最後のページに M・S・V という文字を入れた。⁽²⁶⁾これがセルヴェであることを証明することになった。

セルヴェがヴィエンヌでこの書物を刊行したということは一月後の二月二六日付の手紙でジュネーブからリヨンに知らされた。カルヴァンの友人にギヨーム・トリリー (Guillaume Trie) というフランスから亡命して来た男がいるが、彼はリヨンに居る従兄弟アントワーヌ・アルネー (Antoine Arneys) に手紙を送った。この中でトリリーはカト

リックの方が秩序と訓練が保れているというが、ジュネーブの方がずっとそうであることを述べ、フランスではイエス・キリストを偶像と呼ぶ男が現に居るのにどうして放っておくのか。彼はポルトガル系のスペイン人ミシエル・セルヴェで、今はミシエル・ド・ヴィルヌーヴと名のり、医療に従事している。彼はしばらくリヨンにいたことがあり、今はヴィエンヌにいて、彼の本はバルタザール・アルヌーレという人によって印刷されている。証拠に最初の部分を送ると、四頁だけ同封されていた。⁽²⁸⁾

アルネーは直ちにリヨン教区の異端審問官オリー (Mathieu Ory) に届け出た。早速調査が行われ、三月十六日にはセルヴェはヴィエンヌの代官宅に召喚されている。命令をうけて二時間後に出頭したが、その間に証拠物件は全部かくされていた。翌日印刷所の捜索が行われたが、何の証拠も発見されなかった。セルヴェの庇護者のヴィエンヌ大司教ピエール・パルミエはオリーに証拠が不充分だと指摘した。そこでオリーはアルネーにジュネーブのトリリーに「復興論」の全部を送ってくれるように手紙を出させた。これに対しトリリーは三月二十六日付の手紙で、まず、事態⁽²⁹⁾そこまで進んだことに驚きの気持をのべ、「私はただ、自分は教会の柱石だと云っている人々の美しい熱意と献身なるものにあなたの注意を喚起しただけである」と続け、「あなたが欲しいといっているもの、印刷された本を今は与えられないが、それがなくとも本当にやる気があればそんなに難しいことではないように思う。しかし、私はあなたに、彼を有罪にするのにもっとよいもの、彼の異端説が含まれている手書の原稿二十四枚なら与えることができる。印刷された本なら否定できるが、手書原稿なら、そうできまい。……しかし、私が送るもの(手書き原稿)をカルヴァンから手に入れるのは少なからざる苦勞をした。勿論カルヴァンはこのようなのるべき異端を押しつけたくないからではなく、彼の義務は異端を、司法の剣で処罰するのではなく、教義そのもので説き伏せるのだと考え

ているからである」と述べ、彼がカルヴァンを説得して結局これ入手したと述べ、「事件がもっと進展すれば、おいおい残りの物も送りましょう。しかし、目下の所は、彼を逮捕し、裁判にかけるには充分だと私は思う。」と結んでいる。異端審問官はヴィルヌーヴがセルヴェであるという証拠と彼が「復興論」の著者であるというもつと明白な証拠を求める手紙をジュネーブに出させたが、これ以上のもは入手できなかったので、四月四日にルーシロンの城にオリ、パルミエ、司教代理らが集って協議した結果、セルヴェとアルヌーレの逮捕が決定され、アルヌーレは自宅で逮捕され、セルヴェは往診先から、城に病人が居るとの虚言でつれ出され逮捕されている。翌五日からオリによる審問が行われたが、これらの証拠に結局にヴィルヌーヴはセルヴェであり、かつこの書物の著者であることを認めた。

しかしセルヴェは四月七日庭の擧をのりこえて脱走した⁽³⁰⁾。審理はその後も続けられ、アルヌーレは印刷した機械の隠し場所と、「復興論」の發送先を自白した。六月十七日に世俗法廷は、ヴィルヌーヴを言語道断な異端、治安妨害、叛乱、脱獄等の罪状で火刑の判決を下した。執行は彼の肖像画に対して行われた⁽³¹⁾。

このヴィエンヌの事件に、一体、カルヴァンはどれ位責任があるかについては、その立場立場で考えが分れるのは当然であるが、少くとも、ジュネーブ以外に住む人間を、ある程度意識的に敵陣営に売ったということは事実である。トリイがカルヴァンから苦勞して原稿を手に入れたといつても、基本的にはカルヴァンの賛成が、あるいは黙認がそれに先立ってあったということは、トリイの第一番目の手紙にすでにセルヴェの著書の一部が同封されていたことからいえると思う。後にセルヴェからこの点を非難されたカルヴァンは「私は決して法王の手先きと直接、接触したことはない」と述べ、責任を回避しようとしたが、これで、それまで全くセルヴェとヴィルヌーヴが同一人物であ

り、且つ「復興論」の著者であると知らなかったカトリック側に、印刷所まで明記して知らせる必要があっただろうか。ここに何かカルヴァンの異常さが伺えるようである。それがセルヴェという人に対してであるか、あるいはセルヴェのもっている反三位一体論を含む神学に対してであるか。勿論、これは解決できない問題だろうが、それに関してロップの指摘は非常に示唆に富んでいると思う。⁽³³⁾

ロップによるとカルヴァンの主著「キリスト教綱要」は周知の如く、段々に増補、訂正を加えつつ作り上げられて来たものだが、この三位一体論に関しても同様で、最初のラテン語版には三位一体論は余り述べられていなかった。そこで、カルヴァンは他のプロテスタント殊にジュネーブにパリから亡命して来たソルボンヌの博士ピエール・カロリ(Pierre Caroli)によって激しく攻撃された。この苦い経験からカルヴァンは殊にこの三位一体論に関しては神経質に対処し、自分の考えとの区別を殊更に明確にせんとしていたというのである。

2

ジュネーブ牧師会議事録は「この年の八月十三日、ミシエル・セルヴェはある信者によって発見され、世の中にこれ以上瀆神や異端の説の害毒を流させないために投獄することを決めた⁽³⁴⁾」と述べている。ヴィエンヌの獄を抜け出して約四ヶ月、所もあろうにカルヴァンの町に現われ逮捕されてしまった。ヴィエンヌで危うく命を落しそうになっただけを作ったカルヴァンの所に出かけて来るとは常識では考えられない行動だ。一体どうして来たのだろうか。確たる証拠、確たる証言がないので、色々の推測がなされている。二つ程紹介してみよう。

一つは、セルヴェはイタリアへ行き、そこで開業する積りで旅行の途中にジュネーブに寄った。だから、勿論滞在

の意志はなく、唯一晩泊り、翌日はボートで湖を渡る積りだった。その日がたまたま日曜日だったので、教会に行く方が目立たないと思つて教会へ行った丈である。というのは、中世末期の諸都市ではどこでもそうだったが、特にジュネーブでは、日曜日には教会に行つて説教が終るまで居なければならなかった。もしも宿屋にいて教会に行かなければ、直ちに訴えられたらう。教会に出た方が目立たなかったといえる。したがつてセルヴェは、異邦人の気安さと、わずか一日しか居ないということから甘く考えていたのかも知れない。この説に対しては、矢張少々説得力が弱いといえる。あのファールルへの手紙は知らないにしても、ヴィエンヌでの裁判の証拠物件は総べてカルヴァンから提供されていたという点だけで考えても、普通ならばカルヴァンの町を避ける筈である。何んとも不自然に思われる。ジュネーブで何かをする積りであつたとか、誰れかと会う積りであつたとかという何かジュネーブに寄らざるを得ない必然性が欠けているようである。

これに対して今一つの推測の方が合理的のように思える。当時のカルヴァンを取り囲む政治状況から説明しようとするのである。そのためにはセルヴェの来た時のジュネーブの状態を少し見て置く必要がある。

ジュネーブは一五三六年五月二十一日に市民総会で「福音」に従つて生きることを決議し、正式にカトリックから離脱した。ところが、ジュネーブの宗教改革はその独立運動の際に、ベルン等のプロテスタント都市の援助を得ようという政治的判断もからんで行われたというのが実情であつた。したがつて全市民が心の底から福音に帰依したという事は遂になかった。土着のジュネーブ人にとって第一の願ひは市の独立の保持と発展であり、宗教は第二であつた。所がベルンの援助を受けてやつて来たギョーム・ファールルは、確かにカトリックの組織・虚飾を叩き潰した。が、新しい秩序の樹立という稠密な才能は持ち合わせていなかった。そこにカルヴァンがたまたま来て協力すること

になった。彼は神は至高のものであり、人間は決して神の意図も計り知ることができず、総ては唯神の栄光のためにのみ在ると考えた。ジュネーブの人々とは真向から対立するのは当然である。かくてカルヴァンはジュネーブを去らなければならなかった。これはベルン式の礼拝方法の採用をめぐる対立から生じた結果だが、その背後には市民に対するベルンの援助があり、市民はベルン市の宗教政策がジュネーブより自由であるので、ベルンと結んでジュネーブの制度をベルン方式にさせようとしたわけである。しかしカルヴァンの去ったあとのジュネーブは、親ベルン派が余りに無定見で、一五三六年に確保していた諸権利をベルンに返還するというようなことを決めたりしたので、市内は不安定な状態に置かれるに至った。あの有名なカトリックに復帰するように促したサドレの書簡に対するカルヴァンの返答は、ジュネーブの失った指導者の偉大さを人々に再認識させるに至った。かくて、一五四〇年アミー・ペランは市議会よりカルヴァン召喚促進の委託を受け、カルヴンと接触している。数度にわたる交渉の結果、一五四一年九月十三日、カルヴァンは楽隊に迎えられてジュネーブ市に入った。しかしこのことはジュネーブ市民が全面降伏したということにはならない。カルヴァンは従来からの方法を改める意志は全くもっていなかった。彼は追放された時点から正確に自己の理想をめざして機械のように歩みはじめた。彼の初仕事は、一五三七年の「ジュネーブに於ける教会と儀式の組織に関し、牧師によって市議会に提出せられたる条項」をもとにした「ジュネーブ教会規程」の制定である。これに基いて作られた市民の徴戒訓練機関が監理会 (Consiatoire) であった。

このようなカルヴァンに対する反対運動は、彼の直接の部下たる牧師からはじめられ (ベルナル—Bernard) たが、その動きは一五四五年頃から更に高まり、一五四六年、一五四七年とジュネーブ市運営の中心たる理事者 (Syndic) の選挙は、反カルヴァン派が勝利している。しかし反カルヴァンのリーダー達の不穏当な行動などが続いたり

したので一五四八年の選挙ではカルヴァン派と反対派とは同数になり、両者の対立はいよいよはげしくなってきた。そのピークが一五五三年であったといえる。二月の選挙は反カルヴァンの大勝利で、そのリーダー、アミー・ペラン自身理事に当選した。また小議会もその過半数以上がペラン側についた。この結果、カルヴァン達に対する追求がはげしくなり、三月十六日には、聖職者が従来もっていた市民総会における投票権をとり上げられた。また、聖職希望者の試験にもっと小議会が関与できるようにとの主張が強く表明された。更に、従来幾度かの論争の末、監理会がもっていた破門権に対する異論が再びおこってきた。⁽³⁶⁾

他方、亡命外国人に対する悪感情も高まり、かれらは刀以外の武器の所有が禁ぜられ、その刀も町でもって歩くことは禁ぜられていた。また、亡命者が市の夜警につくことも禁ぜられるに至った。更に、一五五一年にカルヴァンへののしったこと、教会に行かなかつたこと、弁明を拒否したことなどのため、監理会によって破門されていたフィリベルト・ベルテリエ (Philibert Berthelier) の問題が未解決のままであった。⁽³⁷⁾ ベルテリエは独立戦争で活躍した愛国者の息子で、アミー・ペラン、ピエール・アモーなどと共に反カルヴァン派のリーダーの一人であった。彼は既に一五四八年に監理会のもっている破門権を奪い返そうという運動をおこしていた。だから、彼が破門されると議会の破門を取り消すように申出た。議会は監理会の決定を認めるというだけであったが、一五五三年第一理事に当選したアミー・ペランはベルテリエの破門を取り消した。⁽³⁸⁾ このことはカルヴァンに対するペランというよりはペランに代表された古くからの市民の、更に市政府の挑戦と見なされた。両者とも隙あらば相手を倒さんとうかがっていた。カルヴァンの立場は政治的に最悪の状態に追いこまれていた。彼が再び町を立ち去るのは決定的であると人々は考えていた。正にこのような時にミッシェル・セルヴェはやって来たのだ。

セルヴェは反カルヴァン派としめし合せてカルヴァンを打倒する陰謀に荷担するために危険をおかして来たと考え
る意見がある。論理的には前の考えよりずっとすっきりしている。しかし、これにもいくつかのおかしな点があるわ
けで、セルヴェのジュネーブに來た理由の充分な説明にはならない。例えば、陰謀を企てていたなら、そしてそれを
カルヴァンが摘発したなら、当然それに関する何らかの記事が何処かに残っていてもよいはずだが、唯一つ、考え方
によればそれかかと考えられるような言葉が別の出来事に関して述べられて³⁹いる丈である。これはどうも納得しかね
る。ましてや、カルヴァンへの陰謀を強調することによって、丁度、近代国家において叛逆者は極刑に処せられるの
と同様だとして、カルヴァンの無罪を主張するなら——結果論ではあるが——もっと明確な——場合によっては誇張
された陰謀の記事を残してもよくはないだろうか。もう一つ疑問点は陰謀が露見していないのに、セルヴェが宿屋の
主人に翌日のポートを予約している点で、何故立ち去る必要があったのだろうかという疑問が残る。

こう考えて来ると、セルヴェのジュネーブに來た真の理由を確定することは不可能なように思える。しかし、セル
ヴェが何の考えもなしにジュネーブに來るとも考えられない。しかも確たる証拠も証言もない。とするとわれわれに
は四圍の状況から推論するしか方法ないように見える。

3

八月十三日につかまったセルヴェは市役所地下の牢に入れられた。当時のジュネーブの法律によれば、私人が訴え
をおこした時には、告訴が認められるまで、原告も入牢することになっていた。⁴⁰この場合、カロリーナ法⁴¹によれば、
君主・僧侶等地位の高い人は自分の代理人を立てることができた。⁴²カルヴァンはニコラス・ド・ラ・フォンテーヌ

(カルヴァンの召使い)を代理人に立てた。一五四三年のジュネーブの法規によると(これはカルヴァンも加つて作られた)原告・被告両者の収容後二十四時間以内に告訴状が出されなければならなかった。八月十四日に三十九の問題点を指摘した告訴状が出された。検察官 (lieutenant criminal)⁽⁴³⁾がこの告訴状を認めて初めて裁判がはじまるわけでも、もしも却下されると、一切の費用は原告が負担し、被告への損害補償とか慰藉料とかも原告が負担しなければならなかった。この事件の場合、却下されると、以上の金銭的な損害だけではなく、カルヴァンのジュネーブでの全成果はくずれ去り、彼自体の存立すら危くなることは自明であり、この点、この告訴はカルヴァンにとって大冒険であつた。

幸い、告訴の理由が決定的であつたので、検察官は八月十七日に陪席のベルテリエに訴訟手続をとるように命じた。かくてフォンテーヌは釈放せられた。カルヴァンの法廷での代理人は亡命フランス人の法学者コラドン (Garin Colladon)であつた。八月末にセルヴェは、弁護士をつけて欲しいと願ひ出たが市当局は拒否している。彼は弁護士なしで裁判を受けた。それが合法的であつた。⁽⁴⁴⁾これに対し、原告には、カルヴァンの友人でもある市の代表弁護士 (the states-attorney) のクロード・リゴー (Claude Rigot) がなり、これ以後カルヴァンは告訴人ではなく、神学上の助言を与えるジュネーブの牧師の一人として裁判を助けることになるのである。

裁判においては、単に三位一体だけでなく、幼児洗礼についても闘わされ、それぞれ細かい点について論争が行われている。⁽⁴⁵⁾しかし一方は完全な行動の自由をもち、多くの専門の助言者をもっているのに対し、もう一方は弁護士もつけられず、着のみ着のまま、⁽⁴⁶⁾ノミの一杯いる地下牢に放りこまれて、裁判の時だけ日の目を見ろという状態では公正な裁判(それも神学論争が中心だから)は期待できない。それでも彼はフランスで裁かれるよりはよいと考え

た。フランスからセルヴェを引き渡して欲しいとの要求があったことを聞かされたセルヴェは膝まづいてジュネーブでの裁判を嘆願している。⁽⁴⁷⁾この段階ではセルヴェは死刑を予想してはいなかったにちがいない。牢番を通じてペランと連絡していたらしい⁽⁴⁸⁾恐らく前述のベルテリエが小議会に来て、外国人を裁く権利はないからこの裁判をやめるようにして欲しいと訴えた⁽⁴⁹⁾ことも聞いているだろう。そんなことの結果か、彼の態度は益々尊大になり、人々の憤激を買い、さすがの彼の支持者もこれには匙を投げ出さざるをえなかった。判断の材料にと他の市の教会の意見を聞くことに決め（九月十九日）、返事は十月十八日に、ベルン、バーゼル、チューリッヒ、シャフハーゼンの四教会から来た。何れもセルヴェを除くことの必要性は認めて居るが、その処刑を要求したものは一つもなかった。

二十六日に小議会は会議を開き、セルヴェに対する判決を審議した。この席でアミー・ペランは最後の努力を試みるが総て無駄で、⁽⁵⁰⁾全員一致で火刑に処すことになった。この場合の判決の根拠にした法は、ジュネーブの法律ではなく、帝国法、即、ユスチニアヌス法であった。⁽⁵³⁾

セルヴェは翌朝この判決を聞かされた。彼は予期しない重い判決に動転し、あわれみを乞うた。丁度ジュネーブに来ていたファールレルが牢にセルヴェを訪ね、改悔をすすめるが聞かず、カルヴァンとの会見を求めた。

カルヴァンに対し謝罪はしたが、自説の撤回には頑として応じなかった。その日の朝十時に牢から市政府庁舎の門前に連れ出され、理事の一人から改めて刑の宣告を受けた。セルヴェは斬首刑にされんことを願ったが拒否され、直ぐにシヤンペルの丘に連行された。ファールレルが随行し、最後の祈りを捧げた。セルヴェの最後の言葉は「イエス・キリスト、永遠の神の子たる貴方、われにあわれみをたれ給え」であった。⁽⁵¹⁾

この両者の全存在をかけた戦いはカルヴァンの勝利に終った。彼は最大の危機を乗り切った。これで彼のジュネー

ブ内での地位は不動のものになるだろう。

だが、セルヴェの死も単なる大死ではなかった。人々は一人の人間をその思想のゆえに処刑することの非を、最初
は低く、控え目に唱えていたが、それは次第に声高く、大胆に表現した。〔寛容〕の精神は漸く目覚めはじめた
のである。

註

- (1) Michel Servet ここではフランス語風に読んでおくが、普通は Servetus というラテン名がよく用いられる。彼の伝記は R. H. Bainton: *Hunted Heretic: The Life and Death of Michael Servetus* (Boston, Beacon Press 1953) が入手しやすい本の中で最良である。以下の敘述は、その多くをこれによっている。
- (2) C.f. R. H. Bainton: *The Peak of Protestant Intolerance: John Calvin* (in *The Travail of Religious Liberty*, Lutterworth Press, London 1953)
- (3) R. Nürnberger: *Calvin und Servet* (in "Archiv für Reformationsgeschichte" Bd. 49, 1958)
- (4) この碑の文面は次の書にある。J-D. Benoit: *Jean Calvin* 2ed. (Neuilly '48) 邦訳、森井真訳、昭和一三二頁〜一三三頁。
- (5) 生年については異説あり、何れとも決しかねるので一応一五〇九年にしておいた。
- (6) Philip Schaff, *History of the Christian Church* (Michigan) vol. VII, p. 713
- (7) Bainton: *Hunted Heretic*. p. 6
- (8 A) Bainton: *Hunted Heretic*. p. 6
- (8 B) コスネス (Ximenes 又は Jimenes) については *Die Religion in Geschichte und Gegenwart* 3. Aufl, Tübingen 19 65. Bd. VI, S. 1853 及び *Encycloedia Britannica* vol. 13. p. 68 にある。
- (9) *Britanica*: I. p. 692
- (10) Bainton: *The Travail of Religious Liberty*, p. 70

- (11) Bainton; *Hunted Heretic*, p. 11f.
- (12) Bainton; *The Travail*, p. 72
- (13) 益田健次「カルヴァンとセルヴェトウス」一六〇頁、(論文集、宗教改革研究(一九六八年)所載)
- (14) 益田、前掲論文一六四頁
- (15) Bainton; *The Travail*, p. 78
- (16) Pagninus, Santes (1470-1541) イタリア・ルッカ生れ、トミニクス派の僧侶で一五二四年以来リヨンに滞在しているグブライ学者。(R. G. 3 Bd. V S. 23)
- (17) Schaff; op. cit., p. 724 シロップとは味の甘いシロップのこと。なお血液循環の理論はハヴェイによって発見されたことになっているが、既にセルヴェによって発見されていた。
- (18) これについては色々の本で触れられているが、James Mackinon: *Calvin and the Reformation* (N. Y. 1962) p. 130f 参照。
- (19) Theodore Beza: *Life of John Calvin*, Tr. by Henry Beveridge in "Tracts and Treatises." Eerdmans. 1958. p.64
- (20) Bainton: *Hunted Heretic*, p. 144
- (21) Rudolf Schwarz: *Johannes Calvins Lebenswerk in seinen Briefen* (Tübingen, 1909) Bd. I. S. 236~237 Nr. 155
- (22 A) R. Schwarz: op. cit., Bd. I. 237. Nr. 156
- (22 B) Bainton: *Hunted Heretic*, p. 145
- (23) 「復興論」の内容。前著「三位一体の誤謬について」を改訂、増補し、且つ七部を五部(book)に圧縮して、一番前に置いている。次には Michael と Peter の間の三位一体論に関する二つの対話が入れている。これも前著からとり一部増補している。残りは全体の3割を占め、これは新しいもので、信仰とキリストの王国の正義に関する三部、カルヴァンへの手紙三〇通、反キリストの六十の印、三位一体の秘密と古代の教会規律についてのメラントンの弁護、とからなっている。(Schaff, op. cit., p. 735)
- (24) Schaff, op. cit., p. 735, Bainton 教授によれば、多くはフランクフルトの市に送られ、他はシニネープの本屋に送られたことになっている。(Hunted Heretic, p. 150)

- (25) 註(23)に内容を述べておいた。この名前は明らかにカルヴァンのキリスト教綱要 (*Institutio Christianae Religionis*) をもじってつけられている。セルヴェはカルヴァンに敵意を抱いていたのだろうか。それとも好意だろうか。
- (26) *Sejan Zweig: Ein Gemissen gegen die Gewalt* (Fischer Vlg. 1954) S. 124
- (27) 一五五二年五月一日にリヨンを通過中であつたヌルンのプロテスタントの学生五人が捕われ投獄された。これに対しスイス諸都市は抗議もし、善処も願つたが、一五五三年二月十八日これも拒否されている。この件を皮肉つていると思われる。
Bainton: *Hunted Heretic*, p. 151
- (28) Bainton: *Hunted Heretic*, p. 151~153
- (29) Bainton: H. H. p. 156~157
- (30) *Zweig* はこの脱走はヴァンヌ大司教は知つていたに違いないといふよつなことを言つてゐるが、他の本では確認されなかつた。
Zweig, op. cit., p. 132~133
- (31) Bainton: H. H. p. 164
- (32) Bainton: H. H. p. 157
- (33) H. Daniel-Rops: *The Protestant Reformation* Tr. by Audrey Butler (London, N. Y. 1963) p. 422.
- (34) *Registres de la compagnie des pasteurs de Genève au temps de Calvin*, par Robert-M. Kingdon (Geneve 1962/64) Tome II. p. 3
- (35) 出村彰「ジュネーブ教会規定」の研究(神学17、18 昭34、35) I一四三頁
- (36) Williston Walker: *John Calvin* (N. Y. 1969) p. 322f
- (37) P. Berthelet につては *Schaff*, op. cit., p. 512f が便利。
- (38) セルヴェ事件の真最中の九月一日に小議會は、ベルテリエに共和国の正式の破門解除の証書を手交した。そこで九月三日の聖餐式に出席できることになった。カルヴァンは反対であつたので当日はジュネーブを去る積りで、告別の意味の説教を試みた位であつた。しかしセルテリエは市当局の意向を受けて欠席した。*Schaff*, op. cit., p. 513~514
- (39) Bainton H. H. p. 173 これによつて *Libertines* が完全に打ち破られて数年後帰国の許可を申し出したのに対し、市議會は、かれらがセルヴェに“uffenhalt”を与えたから信用できないと述べてゐる。この文書はドイツ語でしか残つていな

が、この“*uffenhalt*”は宿泊を意味するから、隠れ家を提供したと、これらとどういふのである。

- (40) この裁判の手続、法律的説明等は以下の書による。Ernst Pfisterer: *Calvins Wirken in Genf* (Neukirchen 1957) S. 29~46
- (41) *Constitutio criminalis Carolina*, ローマ法の継受を通じて生まれた最大の成果で一五三二年ドイツ皇帝カール五世によって作られた刑事裁判令で、以後数百年間にわたって刑法の理論と実務とを支配した。(以上 Heinrich Mitteis: *Deutsche Rechtsgeschichte* 2 Aufl, München 1952 邦訳世良晃志郎「ドイツ法制史概説」昭二九(三四二頁)これは、その前身としてべき法律がいくつもあり、それらと共に広く、スイスにも行われていたらしい。
- (42) Pfisterer, op. cit., S. 41
- (43) 上の *lieutenant criminal* は Ami Perrin の義兄弟の Pierre Tissot である、陪席 (Gerichtsbetzer) の一人は Philibert Berthelet である。
- (44) この弁護士をよける権利は一七三四年になつてやっと認められてゐる。(Pfisterer, op. cit., S. 42)
- (45) 前述の *Registres* では四十五頁に亘つて、論争がこまかく書かれてゐる。
- (46) 彼が逮捕された時金貨、金鎖、金の指輪、貴金属等をもつていたが、これらは検察官 Tissot に没収され、裁判後、社会施設に渡された。Schaff, op. cit., p. 768
- (47) Bainton. *The Travails* p. 90
- (48) Pfisterer, op. cit., p. 43
- (49) D-Pops, op. cit., p. 424
- (50) Schaff, op. cit., p. 781
- (51) ファーレルも「神の永遠の子」と云わせることができなかった。C. f. Schaff, op. cit., p. 785
- (52) カルヴァンは一五五四年二月に、カステリオン達の抗議に対し「シシエル・セルヴェの誤謬に対する正統信仰の擁護」を公けにしてゐる。
- (53) これについては Pfisterer, op. cit., S. 43

(大阪府立大学工業短期大学部助教授)